

柏市埋立事業事前協議指導等要綱

制定 平成20年 3月31日

施行 平成20年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏市土砂等埋立て等規制条例（平成19年柏市条例第60号。以下「条例」という。）第11条（条例第14条第4項又は第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議及び指導並びに条例第13条（条例第15条第4項において準用する場合を含む。）に規定する許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協議会」とは、柏市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成20年3月31日制定）第27条第1項の規定により設置された柏市廃棄物処理施設設置等協議会をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、条例及び柏市土砂等埋立て等規制条例施行規則（平成19年柏市規則第109号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(埋立事業を行う者の責務)

第3条 市長は、埋立事業を行う者に対し、条例、規則その他法令等を遵守するとともに、苦情があったとき若しくは紛争を生じたとき又はそのおそれがあると認めるときは、誠意をもってその防止及び解決に当たるよう指導するものとする。

2 市長は、埋立事業を行おうとする者又は行う者が、条例第11条第1項（条例第14条第4項又は第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議が成立した後において、条例第12条第1項若しくは第2項、第15条第1項又は第27条第5項の申請を行うよう指導するものとする。

(埋立事業許可に係る事前協議書の添付書類)

第4条 規則第5条第1項に規定する市長が必要と認める書類及び図面は、次の各号（条例第11条第1項の規定による協議に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、第1号から第14号まで、第16号、第19号から第21号まで、第23号、第24号及び第27号から第29号まで）に掲げる書類及び図面とする。ただし、第7号、第11号及び第12号に定める書類のうち、市長が必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(1) 住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書）

(2) 削除

(3) 埋立事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者（以下単に「未成年者」という。）にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）

(4) 埋立事業予定地の全部を協議申出者（規則第5条第1項に規定する協議申出者をいう。以下同じ。）のみが所有している場合以外の場合にあっては、次に掲げる書類

ア 埋立事業予定地において協議申出者が埋立事業を行うことについて当該埋立事業予定地の所有者（協議申出者を除く。）が同意をしていることを証する書面であって、次のいずれかに掲げるもの

(ア) 土地使用承諾書

(イ) 土地賃貸借契約書その他協議申出者が当該埋立事業予定地を使用する権原を有することを証する書面の写し

(ウ) 規則第4条各号に掲げる埋立事業の区分に応じ、当該各号に定める書面の写し

イ ア(ア)及び(ウ)の書面に押印された印を証する印鑑登録証明書

(5) 当該埋立事業予定地について埋立事業の施工の妨げとなる権利を有する者があるときにあっては、当該権利を有する者の埋立事業施工承諾書及び当該埋立事業施工承諾書に押印された印を証する印鑑登録証明書

- (6) 埋立事業の用に供する施設を設置しようとする土地（以下「埋立事業施設予定地」という。）を協議申出者のみが所有している場合以外の場合にあっては、次に掲げる書類
- ア 埋立事業施設予定地において協議申出者が埋立事業を行うことについて当該埋立事業施設予定地の所有者（協議申出者を除く。）が同意をしていることを証する書面であって、次のいずれかに掲げるもの
- (ア) 土地利用承諾書
- (イ) 土地賃貸借契約書その他協議申出者が当該埋立事業施設予定地を使用する権原を有することを証する書面の写し
- イ ア（ア）の書面に押印された印を証する印鑑登録証明書
- (7) 協議申出者が埋立事業を行うことについて埋立事業予定地及び埋立事業施設予定地を含む各筆の土地に隣接する土地の所有者（当該土地が農地である場合にあっては、所有者及び耕作者）が承諾した旨を記載した埋立事業隣接同意書
- (8) 埋立事業区域及び埋立事業場の区域の位置図（縮尺5,000分の1程度のもの）
- (9) 埋立事業区域及び埋立事業場の区域の付近の見取図（縮尺2,500分の1程度のもの）
- (10) 埋立事業区域及び埋立事業場の区域の実測図（縮尺250分の1程度のもの）
- (11) 埋立事業予定地及び埋立事業施設予定地に係る登記事項証明書及び公図の写し
- (12) 埋立事業予定地及び埋立事業施設予定地を含む各筆の土地に隣接する土地に係る登記事項証明書及び公図の写し
- (13) 埋立事業区域の平面図及び断面図であって、次に掲げる埋立事業の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすもの
- ア 一時たい積事業以外の埋立事業 埋立事業の施工の前後の構造が確認できること。
- イ 一時たい積事業 土砂等のたい積を最大限にした場合における当該たい積の構造が確認できること。
- (14) 埋立事業の用に供する施設の区域の平面図及び断面図
- (15) 規則第6条第2項に定めるところにより行った埋立事業区

- 域の表土の地質検査のための試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号に規定する環境計量士（濃度関係）が発行したものに限り。）（一時たい積事業を行おうとする場合で、当該一時たい積事業に係る埋立事業区域の表土と一時たい積事業に使用される土砂等が遮断される構造であるときにあっては、その構造図）
- (16) 一時たい積事業以外の埋立事業にあっては、埋立事業に使用される土砂等の量の計算書
 - (17) 一時たい積事業以外の埋立事業にあっては、埋立事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うため講じる措置を記載した書類
 - (18) 一時たい積事業にあっては、埋立事業場以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造図
 - (19) 埋立事業区域内に排水施設を設置する場合にあっては、当該排水施設の集水区域を示す図面、排水計画図、構造図及び計算書（別表に定める計算式により作成されたものに限り。）
 - (20) 一時たい積事業以外の埋立事業にあっては、埋立事業が行われている間において、埋立事業区域以外の地域への当該埋立事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため講じる措置を記載した書類
 - (21) 一時たい積事業以外の埋立事業を行おうとする場合で、擁壁を設置するときは、当該擁壁の断面図、背面図及び構造計算書
 - (22) 一時たい積事業にあっては、埋立事業に使用される土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するため講じる措置を記載した書類
 - (23) 現場事務所（土砂等の搬入（一時たい積事業である場合にあっては、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。以下同じ。）その他埋立事業の用に供する施設の設置の計画書及び位置図

- (24) 現場責任者（小規模埋立て等である埋立事業を行おうとする場合にあっては，当該事業の責任者。以下同じ。）の氏名及び職名を記載した書面
- (25) 前号の書面に記載した者が現場責任者であることを証する書類
- (26) 現場責任者の住民票の写し及び写真（本人の顔が判別できるものに限る。以下同じ。）
- (27) 一時たい積事業以外の埋立事業にあっては，埋立事業に使用される土砂等の搬入経路図
- (28) 一時たい積事業にあっては，埋立事業に使用される土砂等の搬入搬出経路図
- (29) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類又は図面
（現場事務所）

第5条 条例第13条第1項第4号の規定による現場事務所の設置に係る基準のうち建築面積に係るものは，その建築面積が30平方メートルを超えないこととする。

2 市長は，条例第25条第1項又は第26条第3項の規定による届出をしようとする者に対し，当該届出をする前に現場事務所を撤去するよう指導するものとする。

（排水施設）

第6条 規則別表第3第10項に規定する排水施設に係る基準のうち構造に係るものは，別表に定める計算式により算定された数値に基づき設置されたものであることとする。

（協議会の審査等）

第7条 市長は，規則第5条第1項の規定による埋立事業（変更）許可事前協議書の提出があったときは，必要に応じて現地調査を行うとともに，当該埋立事業（変更）許可事前協議書に係る埋立事業の計画に関し協議会に審査させるものとする。

2 市長は，前項の規定による協議会の審査のために必要があると認めるときは，協議申出者に対し，協議会の会議に出席し，当該審査に係る埋立事業の計画について説明するよう指導するものとする。

3 市長は、第1項の規定による協議会の審査のために必要があると認めるときは、当該審査に係る埋立事業に係る埋立事業予定地又は埋立事業施設予定地の所有者に対し、協議会の会議に出席し、当該審査に係る埋立事業の計画についての意見を求めるものとする。

(審査指示)

第8条 市長は、前条第1項の規定による協議会の審査の結果に基づき、協議申出者に対し、審査指示書により次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

(1) 当該審査に係る埋立事業を行うに当たって留意しなければならない事項

(2) 次に掲げる区域のうち市長が指定する区域に居住する者（以下「関係地域住民」という。）を対象とした当該審査に係る埋立事業の計画に関する説明会の開催

ア 埋立事業場の区域の境界からおおむね200メートル以内の区域

イ 第4条第27号又は第28号の図面に記載した埋立事業に使用される土砂等の搬入又は搬出に使用する道路（国道、県道及び市道並びに柏市法定外公共物管理条例（平成13年柏市条例第15号）に規定する法定外公共物である道路を除く。）の境界からおおむね30メートル以内の区域

(説明会の開催)

第9条 市長は、協議申出者が、前条第2号に規定する埋立事業の計画に関する説明会（以下「説明会」という。）において、次の表に掲げる事項を関係地域住民に説明するよう指導するものとする。

説明する事項	内容
(1) 埋立事業の計画の概要	<p>ア 協議申出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>イ 現場責任者の氏名及び連絡先</p> <p>ウ 一時たい積事業以外の埋立事業にあっては、埋</p>

	<p>立事業の目的</p> <p>エ 埋立事業区域の位置及び面積並びに見取図</p> <p>オ 埋立事業を行う期間</p> <p>カ 埋立事業に使用される土砂等の量（一時たい積事業にあつては，埋立事業に使用される土砂等の1年ごとの搬入及び搬出の予定量）</p> <p>キ 埋立事業に使用される土砂等の搬入経路（一時たい積事業にあつては，土砂等の搬入及び搬出の経路）</p> <p>ク 埋立事業区域（一時たい積事業にあつては，埋立事業場の区域）の平面図</p> <p>ケ 埋立事業に使用される土砂等の搬入（一時たい積事業にあつては，搬入及び搬出）を行う時間帯</p> <p>コ 埋立事業に使用される土砂等の発生場所及び区分（規則別表第3第3項の表の左欄に掲げる区分をいう。）</p> <p>サ その他必要な事項</p>
<p>(2) 周辺地域の環境の保全上の留意点</p>	<p>ア 埋立事業に使用される土砂等の崩落，飛散又は流出による災害の発生の防止のために講じる措置</p> <p>イ 埋立事業に使用される土砂等の管理の方法</p> <p>ウ 埋立事業を行う時間</p> <p>エ 埋立事業に使用される土砂等の搬入（一時たい積事業にあつては，搬入及び搬出）をする車両の運行管理の方法</p> <p>オ 囲いの設置その他埋立事業場の区域以外の地域からの埋立事業場の区域への立入りを防止するために講じる措置</p> <p>カ 残置林の確保その他の埋立事業の施工に伴う粉じんの周囲への飛散の防止のために講じる措置</p> <p>キ 条例第22条の規定により関係書類等を閲覧に供する方法</p> <p>ク その他必要な事項</p>

2 市長は，協議申出者が，説明会を開催するときは，説明会を開

催する日時及び場所並びに説明会で説明する内容の概略についてあらかじめ関係地域住民に周知するよう指導するものとする。

- 3 市長は、協議申出者が、その責めに帰することのできない事由により説明会を開催することができない旨の申出をした場合であって、その申出に理由があると認めるときは、説明会の開催に代えて第1項の表に掲げる事項を記載した文書の配布等の方法により、関係地域住民に対し埋立事業の計画に関する説明をするよう指導するものとする。

(協定の締結)

- 第10条 市長は、協議申出者が説明会を開催した場合において、協議申出者に対し関係地域住民から周辺地域の環境保全上埋立事業の施工に当たり協議申出者が遵守すべき事項に関する協定の締結の申出があったときは、誠意をもってその交渉を行い、及び当該協定を締結するよう指導するものとする。

(事前協議の申出の取下げ)

- 第11条 市長は、第8条の規定による指示(以下「審査指示」という。)を受けた者が、同条第1号に規定する事項についての調整(以下「調整」という。)を行わないとき又は説明会を開催しないときは、埋立事業(変更・譲受け)許可事前協議取下書を提出するよう指導するものとする。

(審査指示事項調整済回答書)

- 第12条 市長は、審査指示を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出するよう指導するものとする。

- (1) 調整を完了したとき 審査指示事項調整済回答書
- (2) 説明会を開催したとき 埋立事業説明会等実施状況報告書
- (3) 第9条第3項の規定により説明会の開催に代わる埋立事業の計画に関する説明をしたとき 埋立事業説明会等実施状況報告書

- 2 市長は、前項第2号の埋立事業説明会等実施状況報告書には、次に掲げる書類を添付するよう指導するものとする。

- (1) 第9条第2項の規定による周知のために使用した説明会の開催案内書その他の書面

(2) 関係地域住民の人数及びそのうち説明会に出席した人数を記載した書面

(3) 説明会で配付した資料

(4) 関係地域住民，埋立事業区域の周辺地域の住民その他埋立事業について利害関係を有する者からの要望があった場合は，要望書等の写し及び当該要望に対する回答書の写し

(5) 第10条の規定により協定を締結した場合にあっては，協定書の写し

3 市長は，第1項第3号の埋立事業説明会等実施状況報告書には，同号の埋立事業の計画の概要を記載した文書その他の同号の規定による説明のために使用した書類を添付するよう指導するものとする。

4 市長は，第1項各号に掲げる書類の提出を受けたときは，その内容を確認するものとする。

(再審査指示等)

第13条 前条第4項の場合において，市長は，審査指示を受けた者が当該審査指示に従い調整をしていないことを確認したときは，当該審査指示を受けた者に対し，改めて当該審査指示に従い調整を行うよう指示するものとする。

2 第11条並びに前条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第4項の規定は，前項の規定による指示をした場合について準用する。

3 前条第4項の場合において，市長は，審査指示を受けて説明会を開催した者が当該説明会において埋立事業の計画に関し必要な説明を尽くしていないと認めるとき又は第9条第3項の規定による申出をした者があった場合において当該申出に理由がないと認めるときは，これらの者に対し，改めて説明会を開催するよう指示するものとする。

4 第9条から第11条まで並びに前条（第1項第1号に係る部分を除く。）の規定は，前項の規定による指示をした場合について準用する。

5 前条第4項の場合において，市長は，第9条第3項の規定により説明会の開催に代わる埋立事業の計画に関する説明をした者が

当該説明において埋立事業の計画に関し必要な説明を尽くしていないと認めるときは、当該説明をした者に対し、改めて同項の規定による説明をするよう指導するものとする。

6 第11条並びに前条第1項（第3号に係る部分に限る。）、第3項及び第4項の規定は、前項の規定による指導をした場合について準用する。

（事前協議の成立）

第14条 規則第5条第2項の規定による埋立事業（変更）許可事前協議済書の交付は、次に掲げる場合にするものとする。

(1) 協議申出者が審査指示をされたすべての事項について、当該審査指示に従い処理をしたことを確認したとき。

(2) 前条第1項、第3項又は第5項の規定による指示又は指導をした場合において、協議申出者が当該指示又は指導をされたすべての事項について、当該指示又は指導に従い処理をしたことを確認したとき。

2 市長は、規則第5条第2項の規定による埋立事業（変更）許可事前協議済書の交付を受けた者に対し、当該交付を受けた日の翌日から起算して1年以内に、条例第12条第1項又は第2項の申請をするよう指導するものとする。

（事前協議書の変更）

第15条 市長は、協議申出者が、規則第5条第1項の規定により提出された埋立事業（変更）許可事前協議書又は第4条各号に掲げる書類及び図面に記載した内容の変更（市長が別に定める軽微な変更、第7条第1項に規定する協議会に係る課との協議又は調整に基づく変更及び第8条の規定による指示に基づく変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、埋立事業（変更・譲受け）許可事前協議変更書に同条各号に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添付して市長に提出するよう指導するものとする。

2 第7条から前条までの規定は、前項の規定による埋立事業（変更・譲受け）許可事前協議変更書の提出があった場合について準用する。

3 市長は、協議申出者が、規則第5条第1項の規定により提出された埋立事業（変更）許可事前協議書又は第4条各号に掲げる書

類及び図面に記載した内容の変更（第1項に規定する軽微な変更（第7条第1項に規定する協議会に係る課との協議又は調整に基づく変更及び第8条の規定による指示に基づく変更を除く。）に限る。）をしたときは、遅滞なく、埋立事業（変更・譲受け）許可事前協議届出書に同条各号に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添付して市長に提出するよう指導するものとする。

（埋立事業許可の変更の許可に係る事前協議）

第16条 規則第12条第2項において準用する規則第5条第1項に規定する市長が必要と認める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。

(1) 第4条各号に掲げる書類及び図面のうち埋立事業の変更の計画に係るもの。ただし、第4条第7号、第11号及び第12号に定める書類のうち、市長が必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(2) 条例第14条第4項において準用する条例第11条第1項の規定による協議をしようとする者（以下この項において「変更協議申出者」という。）が有している埋立事業許可に係る規則第10条に規定する埋立事業許可（不許可）決定通知書の写し

(3) 変更協議申出者が条例第14条第1項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る規則第13条に規定する埋立事業変更許可（不許可）決定通知書の写し

(4) 変更協議申出者が条例第27条第1項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る規則第27条に規定する埋立事業譲受け許可（不許可）決定通知書の写し

2 第7条から前条までの規定は、条例第14条第4項において準用する条例第11条の規定による協議及び指導を行う場合について準用する。

（埋立事業の譲受けの許可に係る事前協議）

第17条 規則第26条第2項において準用する規則第5条第1項に規定する市長が必要と認める書類及び図面は、次の各号（条例第27条第4項において準用する条例第11条第1項の規定による協議に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合にあつては、

第1号から第12号まで及び第15号から第19号まで)に掲げる書類及び図面とする。ただし、第7号、第10号及び第11号に定める書類のうち、市長が必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(1) 住民票の写し(法人にあつては、当該法人の登記事項証明書)

(2) 削除

(3) 未成年者にあつては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書)

(4) 埋立事業地の全部を条例第27条第4項において準用する条例第11条第1項の規定による協議をしようとする者(以下「譲受け協議申出者」という。)のみが所有している場合以外の場合にあつては、次に掲げる書類

ア 埋立事業地において譲受け協議申出者が埋立事業を行うことについて当該埋立事業地の所有者(譲受け協議申出者を除く。)が同意をしていることを証する書面であつて、次のいずれかに掲げるもの

(ア) 土地使用承諾書

(イ) 土地賃貸借契約書その他譲受け協議申出者が当該埋立事業地を使用する権原を有することを証する書面の写し

(ウ) 規則第26条第1項において準用する規則第4条各号に掲げる埋立事業の区分に応じ、当該各号に定める書面の写し

イ ア(ア)及び(ウ)の書面に押印された印を証する印鑑登録証明書

(5) 当該埋立事業地について埋立事業の施工の妨げとなる権利を有する者があるときにあつては、当該権利を有する者の埋立事業施工承諾書及び当該埋立事業施工承諾書に押印された印を証する印鑑登録証明書

(6) 埋立事業の用に供する施設の区域の土地(以下「埋立事業施設地」という。)を譲受け協議申出者のみ所有している場合以外の場合にあつては、次に掲げる書類

- ア 埋立事業施設地において譲受け協議申出者が埋立事業を行うことについて当該埋立事業施設地の所有者（譲受け協議申出者を除く。）が同意をしていることを証する書面であって、次のいずれかに掲げるもの
- (ア) 土地利用承諾書
 - (イ) 土地賃貸借契約書その他譲受け協議申出者が当該埋立事業施設地を使用する権原を有することを証する書面の写し
- イ ア（ア）の書面に押印された印を証する印鑑登録証明書
- (7) 譲受け協議申出者が埋立事業を行うことについて埋立事業地及び埋立事業施設地を含む各筆の土地に隣接する土地の所有者（当該土地が農地である場合にあっては、所有者及び耕作者）が承諾した旨を記載した埋立事業隣接同意書
 - (8) 埋立事業区域及び埋立事業場の区域の位置図（縮尺5,000分の1程度のもの）
 - (9) 埋立事業区域及び埋立事業場の区域の付近の見取図（縮尺2,500分の1程度のもの）
 - (10) 埋立事業地及び埋立事業施設地に係る登記事項証明書及び公図の写し
 - (11) 埋立事業地及び埋立事業施設地を含む各筆の土地に隣接する土地に係る登記事項証明書及び公図の写し
 - (12) 現場責任者の氏名及び職名を記載した書面
 - (13) 前号の書面に記載した者が現場責任者であることを証する書類
 - (14) 現場責任者の住民票の写し及び写真
 - (15) 埋立事業許可を受けた者から当該埋立事業許可に係る埋立事業の全部を譲り受けることを証する書類
 - (16) 譲り受けようとする埋立事業を行っている者が有している埋立事業許可に係る規則第10条に規定する埋立事業許可（不許可）決定通知書の写し
 - (17) 前号に掲げる者が条例第14条第1項の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る規則第13条に規定する埋立事業変更許可（不許可）決定通知書の写し
 - (18) 第16号に掲げる者が条例第27条第1項の許可を受けて

いる場合にあつては、当該許可に係る規則第27条に規定する埋立事業譲受け許可（不許可）決定通知書の写し

(19) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面

2 第7条から第15条までの規定は、条例第27条第4項において準用する条例第11条の規定による協議及び指導を行う場合について準用する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

別表（第4条第19号，第6条）

(1) 雨水流出量の算定

$$Q = 1 / 360 \times C \times I \times A$$

（この式において、Q、C、I及びAは、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 最大計画雨水流出量（単位 立法メートル毎秒）

C 流出係数

I 流達時間 t 分内の平均降雨強度（単位 ミリメートル毎時）

（なお、Iは、10年確率の降雨強度とする。）

A 排水面積（単位 ヘクタール）

(2) 断面等の決定

$$Q = A \times V$$

$$V = 1 / n \times R^{2/3} \times i^{1/2}$$

(この式において、Q、A、V、n、R、P及びiは、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 流量 (単位 立方メートル毎秒)

A 流水の断面積 (単位 平方メートル)

V 平均流速 (単位 メートル毎秒)

n 粗度係数

R 径深 (= A / P)

P 流水の潤辺長 (単位 メートル)

i 勾配